

認定更新審査における実践報告書の作成に関する注意勧告

2016年12月26日

2016年度第15回認定看護師認定更新審査・第8回認定看護師再認定審査において、提出された実践報告書と他者の実践報告書の文字列の一致率が高く、申請者自身の活動であることが確認できなかったことから、審査不合格となった事案がありました。

■該当者

訪問看護分野 1名

感染管理分野 1名

日本看護協会では、提出されたすべての実践報告書について、過去に提出された実践報告書と文字列の一致率を機械的に確認しています。

「認定更新の手引き」「再認定の手引き」に明記しているとおり、一致率が一定の割合以上の場合、他者の実践報告書からの盗用とみなします。

実践報告書は、認定看護師としての責任に基づき申請者が自身の言葉で作成するものであるため、故意であるか否かにかかわらず、他者の文章を借用することは一切認められません。

たとえ、活動事例を自身のものに置き換えたり、表現・用語の一部を自身の言葉に書き換えたりしたとしても、他者の表現、体裁、用語の用い方等を無断で借用することは、不適切な引用であり、不正行為にあたります。

実践報告書の作成は、認定看護師としての5年間の活動を自身で振り返ったうえで、今後5年間の活動の展開等を考える契機となるものです。

他者の著作物に頼るのではなく、資格認定された専門職として、自身の思考及び言葉に基づきまとめ上げる努力をしてください。

次年度以降の審査において実践報告書を作成する認定看護師は、他者の著作物からの不適切な引用を行わないよう十分留意してください。

あわせて、実践報告書を含め、自身の著作物を安易に他者に提供するなど、盗用を招くことのないよう十分に留意してください。

以上